

2021年版 速修テキスト5 経営法務

2021年度試験に向けて、法改正等に伴う変更情報がございますのでご案内いたします。恐れ入りますが、下記の内容に変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。

【法改正等新旧対照表】

1. p. 354～355 第1部 速修テキスト

第5章 その他の法務知識 II 資本市場へのアクセスと手続 3 市場の種類

(3) 証券取引所への上場基準 ①形式基準（要件）

改正前
<p>【マザーズおよび本則市場（東京証券取引所）の主な形式基準】</p> <p style="text-align: right;">2014年3月31日現在</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 10px;"> 図表全体 </div>
<p>【JASDAQの主な形式基準】</p> <p style="text-align: right;">2014年3月31日現在</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 10px;"> 図表全体 </div>
改正後
<p>東京証券取引所は、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することを目的として、2022年4月に、現在の市場区分を、プライム市場・スタンダード市場・グロース市場の3つの市場区分に見直すことを予定しており、2020年11月1日より新市場区分に合わせた形式基準に変更した。また、JASDAQスタンダードについては市場第二部と新規上場基準を統一し、JASDAQグロースについては新規上場に係る制度を廃止した。</p>

【東京証券取引所の主な形式基準】

2020年11月1日現在

審査項目	マザーズへの 新規上場	市場第二部・ JASDAQスタンダー ドへの新規上場	新規上場に係る 市場一部銘柄への 指定（市場第一部 への直接上場）
1 株主数 （上場時見込み）	150人以上 （上場時まで に500単位以上 の公募を行 うこと）	400人以上	800人以上
2 流通形式 （上場時見込み）	a. 流通株式数 1,000単位以上 b. 流通株式時価総額 5億円以上 c. 流通株式数（比率） 上場株券等の25%以上	a. 流通株式数 2,000単位以上 b. 流通株式時価総額 10億円以上 c. 流通株式数（比率） 上場株券等の25%以上	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 100億円以上 c. 流通株式数（比率） 上場株券等の35%以上
3 時価総額 （上場時見込み）	—	—	250億円以上
4 事業継続年数	新規上場申請日から 起算して、1か年以前 から取締役会を設 置して継続的に事 業活動をしている こと	新規上場申請日 から起算して、3 か年以前から取 締役会を設置し て、継続的に事 業活動をしている こと	同左
5 純資産の額 （上場時見込み）	—	連結純資産の額 が正	連結純資産の額 が50億円以上 （かつ、単体純 資産の額が負で ない）
6 利益の額また は売上高 （利益の額につ いては、連結経 常利益金額に少 数株主損益を加 減）	—	最近1年間の利 益の額が1億円 以上	次のaまたはb に適合すること a. 最近2年間に おける利益の額 の総額が25億 円以上 b. 最近1年間の 売上高が100億 円以上かつ時価 総額が1,000億 円以上

出典：『上場審査基準概要（マザーズ）』『上場審査基準概要（一部・二部）』日本取引所グループホームページをもとに作成

2. p. 355 第1部 速修テキスト

第5章 その他の法務知識 II 資本市場へのアクセスと手続 3 市場の種類

(3) 証券取引所への上場基準 ②実質基準

改正前	
(b) JASDAQ の実質基準	2013年7月16日現在
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図表全体</p> </div>	
改正後	
(b) 市場第一部・市場第二部・JASDAQ スタンドアードの実質基準 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の継続性および収益性 ・企業経営の健全性 ・企業のコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の有効性 ・企業内容等の開示の適正性 ・その他公益または投資者保護の観点から東証が必要と認める事項 	

3. p. 509~513 第2部 テーマ別1次過去問題集 問題

第5章 その他の法務知識 II 資本市場へのアクセスと手続

平成29年度第21問・平成24年度第17問・令和元年度第22問

改正前	改正後
平成29年度第21問 問題全体	(上場審査基準(形式基準)の変更にもない削除)
平成24年度第17問 問題全体	(JASDAQ グロースの新規上場に係る制度廃止にもない削除)
令和元年度第22問 問題全体	(上場審査基準(形式基準)の変更にもない削除)

4. p. 631~633 第2部 テーマ別1次過去問題集 解答・解説

第5章 その他の法務知識 II 資本市場へのアクセスと手続

平成29年度第21問・平成24年度第17問・令和元年度第22問

改正前	改正後
平成29年度第21問 解答・解説全体	(上場審査基準(形式基準)の変更にもない削除)
平成24年度第17問	(JASDAQ グロースの新規上場に係る制度廃止にもない削除)

解答・解説全体	止にともない削除)
令和元年度第 22 問	(上場審査基準 (形式基準) の変更にともな
解答・解説全体	い削除)

以上